



平成 29 年 1 月 26 日

各位

上場会社名 株式会社くろがね工作所  
 代表者名 取締役社長 神 足 泰 弘  
 (コード 7997 東証第二部)  
 問合せ先 専務取締役 神 足 尚 孝  
 (TEL. 06-6538-1010)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 26 日開催の取締役会において、平成 29 年 2 月 27 日開催予定の第 97 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、本日付「単元株式数の変更および株式併合に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させ、併せて単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。当社は、この取組みの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 上記(1)の変更の効力は、平成 29 年 6 月 1 日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお本附則は、株式併合の効力発生日経過後削除するものといたします。

(3) 周知性の向上及び手続き上の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (公告方法) 第 4 条 本会社の公告は大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (公告方法) 第 4 条 本会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 本会社の発行可能株式総数は<u>5,500</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 本会社の単元株式数は<u>1,000</u>株とする。</p> <p>第 7 条～第47条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 本会社の発行可能株式総数は<u>550</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 本会社の単元株式数は<u>100</u>株とする。</p> <p>第 7 条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 <u>第 5 条及び第 6 条の変更は、平成29年 6 月 1 日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 2 月 27 日 (月) [予定]
定款変更の効力発生日	平成 29 年 2 月 27 日 (月) [予定]

以 上